

大和国楽人領における触伝達

山田 淳平

はじめに

本稿は、大和国平群郡に所在した三方楽人領（八ヶ村、二〇〇〇石、以下単に楽人領とする）を素材として、非武家領における触伝達の実態解明を行うものである。

山田洋一は、山城国の所領構成を分析し、朝廷関係・公家・地下官人・寺院・神社・社家といった非武家領の割合が高いことを指摘し、これらを「伝統権門領」として位置づけた。その上で、同国における触伝達のありかたに着目し、村方の触留からは、領主である伝統権門や旗本から発出された触は確認できず、個別領主は行政面においては京都町奉行所など幕府の広域支配に依存していたとした。¹これに対して中川博勝は、非武家領ではないが、相楽郡等に知行を有していた旗本天野領を事例として、公儀触が京都町奉行（奉行↓雑色↓村）と領主（用人↓代官↓村）の二つの経路で伝達されていたことを解明した。その上で、必ずしもすべての触が領主によって回達される訳ではなく、あくまで町奉行ルートが基本であったとする。²中川も指摘するように、多様な領主に比して個別の事例研究は多くはなく、領主ごとの実態解明が必要な研究段階であると言える。

山城国と同様に、一部の公家領や寺社領など、非武家領が多く存する大和国における触伝達については、大宮守友による研究がある。これによると、大和國中への触は奈良奉行から個別領主に伝達される方式と、領主にかかわらず郡ごとに回達される郡触の方式が併存しており、近世中後期には郡触方式が一般化していくという。³奈良奉行から個別の寺社領主への触伝達の実相が詳細に明らかにされているが、個別領主の動向についてはなお実態解明の余地があるように思われる。

また、一口に非武家領・「伝統権門領」とは言っても、寺社領と公家領とではその領主としての評価に少なからず差異が存している。例えば中川與之助は、相国寺領を検討対象とし、相国寺は本所として徴税とともに行政・司法の権利を持っていたとし、⁴豊田武も中川の研究等によりながら、寺院領主の権限は大名と差異はなかったと位置づけている。⁵かたや公家領については、井ヶ田良治や神崎彰利によって、所領支配の基礎的な解明が進められたが、そこでは、所領の錯綜による土地と百姓の不一致に起因する領主としての権能の限界が指摘され、奉行所に大きく依存していたことが強調されているのである。⁶畿内近国のなかでもとりわけ山城国・大和国の所領構成の特徴を成す

寺社領・公家領であるが、その所領支配の特質は、必ずしも定見を得ていないのが現状であると言えよう。

畿内近国の支配構造については、京都町奉行所・大坂町奉行所による広域支配の観点から研究が蓄積されているが、⁷そのようななかでも、寺社・公家・旗本等の領主の性格の差異に留意しながら、個別領主の支配の実相も、明らかにしていくべき問題であると考ええる。

如上の問題意識に基づき、本稿では、大和国平群郡に所在した楽人領を検討対象として取り上げる。楽人領は、領主である三方楽人自体に地下官人としての性格と寺社役人としての性格の両様が存していたことから、その所領についても公家領的な性格と寺社領的な性格を合わせ持つており、公家領・寺社領それぞれの性質を考えていくうえで好個の素材と言える。⁸楽人領における触伝達の実態解明を通して、非武家領・「伝統権門領」の個別領主による支配の特質を考察する糸口としていきたい。

一 楽人領に到来した触書

まずは楽人領の基本情報を確認しておこう。楽人領とは、寛文五年（二六六五）に南都方・天王寺方・京都市方より成る三方楽人に対して領知朱印状をもって宛行われた所領である。⁹券面の石高は二〇〇〇石、所領の全てが大和国平群郡に所在し、目安村・神南村・惣持寺村・椿井村・平等寺村・中之宮村・安明寺村・岩井村の八ヶ村より構成され、このうち岩井村のみ幕領と相給で、他は楽人の一給支配であった。また、支配構造については、三方楽人のうちで在京して所領の収納を

担当していた「年番」と呼ばれる役職と、南都に居住し、在南楽人（京都と南都に分散居住する南都楽人のうち、南都に居住するもの）の運営を担っていた「南都一藁（代）」と呼ばれる役職の、二系統の支配が存在していたことが既に明らかとなっている。¹⁰

それでは、楽人領には如何なる方式で触書が伝達されていたのであろうか。楽人領の村々では、まとまった触留等は今のところ見出されていないが、『三郷町史』に掲載される惣持寺村の小谷繁蔵文書に、嘉永三年（一八五〇）～翌四年（一八五一）にかけて到来した触書が十通残されている。¹¹これを一覽にしたものが【表1】である。一例を下記に掲げよう。

【史料1】人馬賃銭渡状（惣持寺・小谷繁蔵文書）

（袋表書）

「惣持寺村

又祐様

御用書

從南都」

（袋裏書）

「六月

窪越中守殿

御内岡本周蔵」

日光道中粕壁宿、中山道洗馬宿、困窮候付、人馬賃銭割増左之通可請取旨申渡

（中略）

右割増賃錢申渡間、可被得其意候、右之趣向々江可被相触候

戌十月

右之通從江戸被 仰出候間、被得其意可被相触もの也

亥正月廿六日 窪越中（近繁）

八ヶ村

庄屋中

日光道中の粕壁宿および中山道の洗馬宿・本山宿の人馬賃錢の割増を伝える触書である。末尾にある「從江戸」の文言から分かるように、江戸触であった。江戸触が、在南樂人の一薦を務めていた窪近繁の名義で知行所八ヶ村に宛てて触れられているのである。袋に「六月」とあるのは樂人から正月に触れられていることからするとやや不審ではあるが、袋に記載されている「惣持寺村又祐」は惣持寺村の庄屋である。

それでは、この江戸触は在南樂人へはどこから触れ知らされたものだったのだろうか。嘉永三年の人馬賃錢触そのものについては樂人側の史料には所見がないが、近い時期のものとして、嘉永六年（一八五三）の事例から、在南樂人から樂人領への触の伝達ルートを確認しておく。

【史料2】芝葛房「芝家日記集」嘉永六年三月四日条¹²

六日、曇

夕景同心兩人触状持参ス、則請取書遣ス、如左
覚

一、御触状 一通

半切二相認

右慥ニ請取申候、以上

丑三月六日 芝左近将監（葛房）印

御奉行所

御触状如左

遠州 二俣

清滝寺

大和

丹後

上野

右信康様 御廟所并御位牌殿其外大破二付御修覆為助成右三ヶ国三ヶ年之間勸化御免寺社奉行連印之勸化状持参代僧役人共当丑四月より来ル辰三月迄御料寺社領在町可致巡行候間、信仰之輩者物之多少ニよらず可致寄進旨、御料者御代官、私領者領主地頭より可被申渡候

丑二月

右之趣從江戸被

仰出候間、被得其意面々知行所江も可被相触もの也

丑三月六日 戸能登守（戸田氏箸）

樂人中

遠州清滝寺の御免勸化を報知する江戸触であるが、奈良奉行戸田氏箸から樂人を宛所とした触書を、同心が一薦の芝葛房のもとへ持参

しているのである。これが、同月九日には、楽人領へ伝達されることとなる。

【史料3】芝葛房「芝家日記集」嘉永六年三月九日条

九日、曇

辰刻より飛脚ヲ以此間之触書知行所へ為持遣候、則下河原新之助方へ遣ス

触書 丑二月卜有之候所迄相認次二

右之趣被

仰出候間知行所村々可相触者也

丑三月六日 将監(芝葛房)

八ヶ村

庄屋共

右之通相認上封シ致候、且又先日当方家来名前尋ニ来候故返書遣ス、以来芝左近将監内松嶋八郎ト申名前ニ而認越候様申遣ス

奉行所から受け取った触書の末尾に南都一臈である芝葛房の署名を付し、楽人領八ヶ村庄屋宛で触れ回している。なお、村々の庄屋に楽人から直接伝達される訳ではなく、楽人領八ヶ村の「惣郷中通達役儀」¹³を担っていた下河原と称される楽所の家来が各村に回達していた。こうして在南楽人の一臈から下河原を介して村々へと回達されたものが、【史料1】のような形で村方に残されているのである。つまり、(江戸→)奈良奉行↓南都一臈↓下河原↓楽人領庄屋のルートで触書

が伝達されているということになる。

ここで、奈良奉行による大和国における触伝達の基本構造を確認しておこう。

【史料4】旧奈良奉行所与力橋本家文書「刑方雜記、第一冊」寛政

九十月廿三日¹⁴

覚

一、延享元子年以来之金銀出入奉行所ニ而取上候義、(以下略)

巳九月

右之通於江戸者取捌之儀御改有之候間、心得迄ニ此旨相触候もの也

巳十月廿三日 伯耆(加藤正修ニ奈良奉行)

三御所 興福寺 東大寺 衆徒

楽人 春日社家 春日禰宜 十三ヶ寺

廿一ヶ寺 無知行寺 町方

拾五郡

ノ廿九通

これは、大宮守友も引用する金銀出入の取り扱いに関する触書であるが、その宛所に、興福寺や東大寺、あるいは衆徒や春日社家・祢宜などの寺社・宗教者と並んで楽人が含まれているのである。楽人は、奈良の寺社・宗教者の一員として受け取った触を、さらに楽人領の村々へと領主として触れ回していたのであった。

いっぽうで、【史料4】の宛所に「拾五郡」とあるように、大和国では、

所領にかかわらず村々を回達していく郡触の方式も併せて採られている。楽人領においても、先述の惣持寺村に「南都番所」から「村々庄屋・年寄」に直接宛てられた触書が残されており、¹⁶領主である楽人による触と、郡触が併存していた様子が見て取れる。

二 楽人への触伝達

前章で、領主による触と郡触の併存状況を確認したが、ここで注意しておきたいのは、領主である楽人の知行所に対する支配機構自体も、京都の年番と在名の南都一薦とで二重化していた点である。現在のところ、楽人領下の村々において、京都の年番から到来している触書は確認できない。楽人領において京都の年番からの触の伝達ルートが確認できないのはなぜなのだろうか。ここで、楽人領の領主である楽人仲間への触伝達の様相から、その理由について考えてみたい。

幕末期にかかるが、文久三年（一八六三）における楽人への触の回達経路をまとめたものが【表2】である。当時老分を務めていた天王寺方在京楽人の東儀文均の「老分役録」と、在南楽人の東友秋・芝葛鎮の日記から判明する触を抽出した。¹⁷

芝葛鎮の日記には、一七件の触書が写し込まれているが、のうち一三件までが奈良奉行山岡景恭からの触であり、前章でみたように、大和国内の他の朱印寺社等と並んで伝達されたものとみられる。なお、このうち三件については楽人領へも触れ回されている。残りの四件は、武家伝奏から、朝廷の統属関係に則って発出された触であり、一例を次に掲げる。

【史料5】芝葛鎮「芝家日記集」文久三年正月十三日条

十三日、晴

回章来ル、如左、正月八日御達之書付

来二月御上洛御参 内相済候節、摂家親王宮御門跡方始公卿殿上人地下之者共御所々之惣女中向等江夫々被進物被遣物被下物等有之候間、官位名前人数等巨細取調且彼地御統柄之訳等差越候様、年寄衆より申来候間、取調可被申聞候、此書付ハ所司代より御附へ之書付也

右伝奏衆より被達候事、仍而名前差出置候也

右之通老分奥好古宿祢より被申越候事

將軍の上洛に伴う朝廷構成員への下賜に備え、官位や名前を取り調べて提出するようにとの内容であるが、この書付は、京都所司代から禁裏附へと回付されたもので、それが武家伝奏から老分奥好古へと伝達され、さらにそれが在南楽人の芝葛鎮のもとへもたらされたものであった。同内容の触は東儀文均「老分役録」にも書き留められており、次のようにある。

【史料6】東儀文均「老分役録」文久三年正月十二日条

口上覚

来二月御上洛御参 内相済候節、摂家親王宮御門跡始公卿殿上人地下之者共御所々之惣女中向等江其々被進物被遣物被下物等有之候間、官位名前人数等巨細二取調且彼地御統柄之訳等認込差越候

様年寄衆より申来候間、取調可被申聞候

右之通武辺より申来候二付、御続柄之訳等御認、来ル十日迄坊城家江御差出可被成候、此段可申入旨両伝被申付候、以上

正月八日

右之通申来候、仍而申入候、以上

同日 八田織部（＝四辻家雑掌）

右之通御達二付申入候、以上

同 文均（東儀）

一方並在天へ通達之事

芝葛鎮の日記では省略されていたが、武家伝奏から樂所奉行四辻家に伝達され、それを四辻家雑掌の名で三方樂所の老分へ宛てられたものであった。東儀文均は「一方並在天へ通達」としており、老分から在京の天王寺樂人と在天樂人の双方に触れ回されている。南都樂人についても同様に、南都方の老分から在京の南都樂人と在南樂人に触れ回され、それを葛鎮が受け取ったものであろう。

このように、在南樂人のもとには、奈良奉行からの触に加えて、地下官人の一員として、武家伝奏からの触も到来していたのである。東友秋の日記では一六件の触が確認できるが、このうち一三件が武家伝奏からの触であり、奈良奉行の触は三件にとどまる。同じ在南樂人である葛鎮・友秋ともにほぼ同じ内容の触を受け取っていたはずであるが、日記に表れる限りではその比率は真逆であり、同じ集団内の同じ年度の日記であっても、書き留められる触書には相当の差異があることが察せられ、注意が必要であらう。

一方、老分を務めた東儀文均の役録に記載の触を通覧すると、その全てが伝奏触である。もちろん、武家伝奏―樂所奉行四辻家と樂人仲間とをつなぐ役職であるため、専ら伝奏触となるのは当然であるが、文均の通規の日次記を確認してみても時折り心覚えとして町触が写し込まれているものの¹⁸、基本的には、伝奏触が到来していたものと見られる。

ここで、樂人に伝達された触書の内容を確認しておきたい。奈良奉行から在南樂人への触には、上洛に伴う將軍の動靜を伝えるものや銅銭の吹立に関するものなどの江戸触や、また、時節柄八・一八の政変に伴う七卿落ちや脱走人に関わつて所司代から発せられた触などがあり、一部は知行所にも触れ回されていた。幕府↓個別領主↓領民という構造がそのまま表れていると言えよう。一方で、伝奏触は、儀礼執行や御所周辺の動靜、公家の行動規制等に関わるものが大部分を占めており、確実に武辺からの触であることが判明するものについても、將軍上洛時の進物や四条芝居興行への帯刀人の立入、衣服の制度改革、浪人体の者の取締など、その内容は、公家および家中の行動を規制するものであり、触の直接的な対象は公家集団そのものであったと言える。¹⁹

こうしてみると、武家伝奏から樂人へ回達される触は、あくまで公家社会を対象とするものであり、知行所へ触れ回すような性質のものではなかったのではないかとすれば、樂人領への領主からの触が、在南の南都一臈からの触のみで、在京の年番からの触が見出せないのもうなずける。在南樂人は奈良奉行によって大和国内の他の寺社領主などと同列に扱われており、知行所への触伝達を担っていたのに対し

て、在京樂人は公家社会の一員である地下官人として伝奏触を受け取るのみであり、知行所へ触れ回すようなことはなかったのである。²⁰ 樂人領の支配は、年貢の収取を担う在京の年番による支配と、日常的な触の伝達等を担う在南の一薦による支配の両様から成り立っていたと言えよう。²¹

おわりに

大和国平群郡の樂人領では、領主である樂人からの触（地頭触）と、奈良奉行からの郡触の二つのルートが併存していた。このうち樂人からの触は、専ら奈良奉行↓在南一薦↓知行所のルートで到来し、京都の年番からの触書は確認できなかった。その理由を考えてみるに、在京樂人と在南樂人の存在形態の違い、すなわち、在京樂人は公家社会の一員である地下官人として武家伝奏―樂所奉行四辻家の支配の下に置かれ、かたや在南樂人は大和国内の朱印寺社や宗教者と並列する存在として奈良奉行から把握されていたという差異が、触の伝達ルートに表れているのではないかと推測される。年番を含む在京樂人には、公家を対象とする伝奏触しか触れ回されないため、知行所に回達するような内容を持つ触がなかったのである。

このように整理してみた場合、在京樂人から知行所への触が確認できないことが、単に触の内容によるものなのか、あるいは公家領主の権能によるものなのかは更なる検討を要しよう。²² たとえば数千石規模のまとまった所領を持つ五摂家クラスの公家領ではどうであったか、あるいは隨身調子家のような膝下に所領を保持し続けた地下官

人領ではどうであったか、²⁴ 他の公家領における触伝達との比較検討が不可欠である。

大名領・旗本領・寺社領・公家領など、領主の性質によって、〈幕府―領主〉のレベルで到来する触の差異の有無を検討し、それが所領支配にどのように影響しているのか、また、幕府の広域支配とどのような関係性にあつたのか、個々の事例研究を蓄積していく必要性があると言えるだろう。

（奈良県地域創造部文化財課主査）

【註】

1 山田洋一「近世「徳川領国」における山城国の構造―京都府域関係古文書のアレンジメントの前提として④―」（『資料館紀要』三六、京都府立総合資料館、二〇〇八）。

2 中川博勝「山城国旗本天野領における公儀触の伝達」（『京丹後市久美浜町太刀宮文書（久美浜代官所郡中代等文書）・佐治家資料調査と御用留横断研究』京都府立大学文学部歴史学科、二〇二二）。

3 大宮守友「奈良奉行の触伝達について」（『近世の畿内と奈良奉行』清文堂出版、二〇〇九、初出一九九〇）。

4 中川與之助「相国寺領の研究（上）」（『経済史研究』四、日本評論社、一九三〇、同「相国寺領の研究（下）」（『経済史研究』五、日本評論社、一九三〇）。

5 豊田武「江戸時代の寺領概説」（『豊田武著作集第五巻 宗教制度史』吉川弘文館、一九八二）。

6 井ヶ田良治「江戸時代における公家領の支配構造」（『同志社法学』三〇（一）、一九七八）、神崎彰利「近世における公家領の構造―久世家領を中心に―」（『明治

大学刑事博物館年報』一二、一九八一）。

7 村田路人『近世畿内近国支配論』（塙書房、二〇一九）等。

8 山田淳平「近世楽人領の性格」（『近世の楽人集団と雅楽文化』吉川弘文館、二〇二四）。

9 楽人領については、平出久雄「徳川時代雅楽家の経済的一断面（一）——徳川幕府が雅楽家に与えた庇護に就いて」（『歴史と国文学』一二（三）、大洋社、一九四〇）、同「徳川時代雅楽家の経済的一断面（二）——徳川幕府が雅楽家に与えた庇護に就いて」（『歴史と国文学』二二（六）、一九四〇）、同「徳川時代雅楽家の経済的一断面（三）——徳川幕府が雅楽家に与えた庇護に就いて」（『歴史と国文学』二三（一）、一九四一）、南谷美保「三方楽所楽人による知行所支配について——弘化・嘉永年間を中心とした考察」（『四天王寺大学紀要』四八、二〇〇九）、平群町史編集委員会編『平群町史』（平群町役場、一九七六）、三郷町史編集委員会『三郷町史 上巻』（三郷町役場、一九七六）、斑鳩町史編集委員会編『斑鳩町史（本編）』（斑鳩町役場、一九七九）、前掲註8山田論文参照。

10 前掲註8山田論文。

11 三郷町史編集委員会『三郷町史 下』（三郷町役場、一九七六）。

12 「芝家日記集」（天理大学附属天理図書館所蔵）。

13 芝葛泰「芝家日記集」文化十年二月廿八日条。

14 旧奈良奉行所与力橋本家文書（京都大学附属図書館所蔵）。

15 前掲註3大宮論文四八一頁。なお、以下の大和国における触伝達については同論文参照。

16 「南都番所御触書帳（天理図書館蔵）」（前掲註11『三郷町史 下』）。近世後期の「和州平群郡村順帳」（大方家文書、斑鳩町文化財活用センターにおいて画像データを閲覧）には、高取役所から到来した触書の平群郡内の伝達先のべ八ヶ村が書き上げ

られているが、ここには楽人領八ヶ村も含まれており、郡触が廻達されていた様子が見て取れる。なお、幕領を預かる高取藩役所から到来していることから幕領触のようにも思えるが、この点については、奈良奉行触・京都町奉行触との関係性ともあわせて、今後の課題としたい。

17 東儀文均「老分役録」（『楽所日記』（国立国会図書館所蔵）、『南都伯姓楽家東友弘家文書』CD-ROM（小林写真工業、二〇〇三））。

18 東儀文均「楽所日記」文久三年二月十六日条・同年二月廿九日条・同年四月十七日条。
19 武家伝奏による触回達については、大屋敷佳子「幕藩制国家における武家伝奏の機能」（『論集きんせい』七、一九八二）に言及がある。

20 当然ながら年貢の収納の担当者である年番が所領村々との接点がなかった訳ではなく、年番は例年毛見を行うなど直接知行所に向いていたし、蔵着に際しては知行所の惣代百姓から挨拶を受けるなど、年貢の収取は年番が差配するところであった。
東儀文均「楽所日記」、前掲註9南谷論文参照。

21 年番と南都一藩の支配の関係性については、前掲註8山田論文参照。

22 もちろん、在京年番からの触伝達ルートが本当に存在していなかったのかどうかについても、なお慎重に見極めていかなければならない。楽人領の地方史料の更なる発掘が課題となる。

23 近衛家領の伊丹郷町では既に多くの地頭触が検出されている（伊丹市立博物館編『伊丹酒造家史料（下）』伊丹市役所、一九九二）。その中でも、元文五年（一七四〇）十月八日付の年貢・諸役の勘定帳面について定めた「覚」（御定目ならびに御書付写、同書七〇五頁）は伝奏触が家領に触れ回されたものであり、注目される。

24 調子村および調子家領については、田中淳一郎「近世在地領主と相給村落」（『日本社会の史的構造 近世・近代』思文閣出版、一九九五）参照。

【表1】嘉永3年の楽人領に到来した触（惣持寺・小谷繁蔵文書）

年月日	内容	差出・宛名	備考
嘉永3年11月3日	米売買二付御触書	窪越中→八ヶ村庄屋中	
嘉永3年月未詳10日	蘭書二付御触書	窪越中→八ヶ村庄屋中	従江戸
嘉永3年7月7日	普請・鳴物差免状	窪越中→八ヶ村庄屋中	
嘉永3年5月28日	普請・鳴物差免状	窪越中→八ヶ村庄屋中	
嘉永4年1月26日	人馬賃銭渡状	窪越中→八ヶ村庄屋中	従江戸
嘉永3年8月3日	人馬賃銭申渡状	窪越中→八ヶ村庄屋中へ	従江戸
嘉永3年5月	渡船賃銭割増申渡状	窪越中→八ヶ村庄屋中	従江戸
嘉永3年6月	不正肥料売買二付触状	窪越中→八ヶ村庄屋中	
嘉永4年1月26日	高野山大塔焼失寄進二付御用答	窪越中→八ヶ村庄屋中	従江戸
嘉永4年1月26日	神社仏寺修覆助成差状	窪越中→八ヶ村庄屋中	従江戸

【表2】文久3年楽人への触と伝達経路

年月日	内容	東儀文均「老分役録」	東友秋「日記」	芝葛鎮「芝家日記集」
文久3年1月8日	将軍上洛時に際し続柄 申告二付	武辺→伝奏→八田織部 →文均（老分）→一方 並在天へ	伝奏→老分→在南	所司代→御附、老分 奥好古より
文久3年1月12日	敏宮様桂御所相続	伝奏雑掌→八田織部→ 文均→一同在天へ	四辻→久保光亨（一臈） →在南	四辻→好古（老分） →久保光亨（一臈）
文久3年1月15日	京都桂姫回在			備後守（山岡景恭） →
文久3年2月5日	春日祭執行	伝奏雑掌→八田織部→ 文均		
文久3年2月8日	大神宮造替木造始執行	伝奏雑掌→八田織部→ 文均		
文久3年2月18日	将軍上洛御出帆	伝奏雑掌→八田織部→ 文均→一統在天へも	伝奏→八田織部→老分 →芝葛房→在南	
文久3年2月21日	禁裏御所宰領仕丁袴羽 織等改正	伝奏雑掌→八田織部→ 文均→一統在天へも	伝奏→八田織部→久保 光亨→在南	
文久3年2月21日	今度陸路東海道御上洛 被仰出			山備後守→楽人中
文久3年2月27日	此度世上通用之ため銅 四文銭吹立			山備後守→楽人中、 知行所江も
文久3年2月28日	英国軍艦差向	伝奏雑掌→八田織部→ 文均→一統在天江	伝奏→八田織部→久保 光亨→在南	両伝奏雑掌→
文久3年2月30日	伊勢石清水賀茂社宣命 使発足	伝奏雑掌→八田織部→ 文均		
文久3年3月3日	伊勢石清水賀茂社奉告 宣命	伝奏雑掌→八田織部→ 文均		
文久3年3月4日	賀茂社行幸治定	伝奏雑掌→八田織部→ 文均	伝奏→老分→在南	
文久3年3月6日	将軍上洛進物等二付	伝奏雑掌→八田織部→ 文均		
文久3年3月7日	禁裏御所火元見牧野備 前守へ仰せ付けらる	伝奏雑掌→八田織部→ 文均		
文久3年3月8日	清和門院御門修覆	伝奏雑掌→八田織部→ 文均		
文久3年3月18日	先般公方様御上洛二付			山備後守→楽人中

文久3年3月19日	石清水臨時祭執行	伝奏雑掌→八田織部→ 文均		
文久3年3月23日	公方様今廿三日京都御 発駕		奈良奉行→在南	山備後守→楽人中
文久3年3月24日	公方様昨廿三日京都御 発駕		奈良奉行→在南	山備後守→楽人中
文久3年3月25日	東照宮奉幣発足	伝奏雑掌→八田織部→ 文均	伝奏→八田織部→京都 二而承り	
文久3年3月25日	神武帝山陵御拝	伝奏雑掌→八田織部→ 文均	伝奏→八田織部→京都 二而承り	
文久3年4月5日	賀茂祭執行	伝奏雑掌→八田織部→ 文均		
文久3年5月17日	九門外警固人数分配		伝奏→八田織部→老分 →久保光亨→在南	
文久3年5月19日	非常帯刀		伝奏→八田織部→老分 →久保光亨→在南	
文久3年5月23日	御所警衛		伝奏→八田織部→老分 →久保光亨→在南	
文久3年5月27日	禁裏守衛	伝奏→八田織部→文均	伝奏→八田織部→老分 →久保光亨→在南	
文久3年6月2日	建言申上二付定	四辻→老分→一在京在 天一統へ		
文久3年2月15日	公武礼節二付定		四辻→老分	
文久3年6月9日	將軍京都発駕		奈良奉行→在南	山備後守→
文久3年6月14日	昨十三日公方様大坂表 御発駕			山備後守→楽人中
文久3年6月18日	大川筋普請入用銀	伝奏雑掌→八田織部→ 文均		
文久3年6月19日	御祖社上棟遷宮	伝奏雑掌→八田織部→ 文均		
文久3年6月28日	公方様御上洛被為済			山備後守→楽人中
文久3年7月6日	鴨御祖社仮遷宮	伝奏雑掌→八田織部→ 文均		
文久3年7月23日	猿ヶ辻木柵取建	伝奏雑掌→八田織部→ 文均		
文久3年8月4日	諸山陵御拝服者二付	伝奏雑掌→八田織部→ 文均		
文久3年8月9日	石清水放生会執行	伝奏雑掌→八田織部→ 文均		
文久3年8月16日	為今度攘夷御祈願大和 国行幸			山備後守→楽人中
文久3年8月20日	大和国行幸之儀			山備後守→楽人中
文久3年8月24日	家来身元取調	伝奏雑掌→八田織部→ 文均→在京一統へ		
文久3年8月26日	例幣発遣	伝奏雑掌→八田織部→ 文均		
文久3年9月6日	元三條西中納言他七人 官位停止			山備後守→楽人中、 知行所江も
文久3年9月22日	十津川郷土朝敵に成ら ざるよう	伝奏雑掌→石尾監物→ 文均→在京在天へ		
文久3年10月21日	春日社若宮上棟日時定	伝奏雑掌→八田織部→ 文均		
文久3年10月28日	新嘗祭執行	伝奏雑掌→石尾監物→ 文均		

文久3年11月	神武帝山陵発遣日時定	伝奏雑掌→八田織部→ 文均		
文久3年11月	四条芝居興行に帯刀人 立入二付	武辺→伝奏雑掌→八田 織部→文均		
文久3年11月7日	去ル八月十八日脱走人			山備後守→楽人中、 知行所江も
文久3年11月25日	一条前左大臣薨去二付 廃朝	伝奏雑掌→石尾監物→ 文均		
文久3年11月	衣服の制度改革	武辺→伝奏雑掌→石尾 監物→文均		
文久3年11月29日	神武帝山陵御拝服者	伝奏雑掌→石尾監物→ 文均		
文久3年12月2日	東庭御拝延引	伝奏雑掌→石尾監物→ 文均		
文久3年12月2日	被下米残り代金銀請取	伝奏雑掌→石尾監物→ 文均		
文久3年12月4日	堂上地下乗馬二付沙汰	在京在天江		
文久3年12月7日	東庭御拝等執行	伝奏雑掌→八田織部→ 文均		
文久3年12月7日	長州脱藩の輩召し抱え 禁止	伝奏雑掌→八田織部→ 文均		
文久3年12月9日	仮服御届二付	伝奏雑掌→八田織部→ 文均		両伝→八田織部→近 俊（老分）→久保光 亨
文久3年12月10日	非蔵人・口向衣服	伝奏雑掌→石尾監物→ 文均		
文久3年12月15日	内侍所臨時御神楽執行	伝奏雑掌→石尾監物→ 文均		
文久3年12月16日	長州脱藩人探索	伝奏雑掌→石尾監物→ 文均		
文久3年12月25日	中将殿男賀寿丸殿従五 位宣下	八田織部→文均→一方 並在天へ		
文久3年12月	東海道中山道関内取締	東海道中山道筋并関八 州之領分知行所有之 面々江		
文久3年12月	諸国関所出入改	武辺→伝奏雑掌→石尾 監物→文均		
文久3年12月	浪人体の者取締	武辺→伝奏雑掌→八田 織部→文均		

表紙の解説

			1	2	3	4
	9			5	6	
				7	8	
	(裏)			(表)		

- 1 触留が多数展示されていた 2023 年「第 49 回愛知県公文書館企画展 新・収蔵資料展 ～古文書にみる尾張の町と三河の村～」の展示風景 山田洋一撮影
- 2 奈良町の町家をイメージした奈良市史料保存館の外観 山田洋一撮影
- 3 道標「古文書館通り」と川下りの船（船頭さんが「ここ（建物）は柳川の古文書館」と説明されていた） 山田洋一撮影
- 4 柳川古文書館の外観 山田洋一撮影
- 5 仙台伊達家領大肝入(大庄屋)吉田家文書の天保 13 年(1842)「定留」(御用留)の表紙(2011 年東日本大震災の大津波で被災、その後修復) 陸前高田市教育委員会提供 *別表 No.16、コラム 1 参照
- 6 地元の実業家が古物商から買い戻し大正 10 年(1921)に当時の小松町に寄贈された天保 13 年 7 ～ 12 月「小松藩会所日記」の表紙 西条市立図書館小松温芳図書館郷土資料室提供 *別表 No.106 参照
- 7 戦時中に大阪府立中之島図書館に保管を委託され、大阪大空襲から逃れた天保 13 年「御触書承知印形帳」(菊屋町文書)の表紙 山田洋一撮影 *別表 No.80 参照
- 8 維新期に散逸した加賀前田家治政資料の書写による収集事業で作成され、のちに寄贈された天保 12 ～ 14 年「郡方御触留帳」(金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵加越能文庫)の表紙 山田洋一撮影 *別表 No.56 参照
- 9 高田城跡（上越市）に再建された高田城三重櫓 山田洋一撮影

京都府立大学文化遺産叢書 第 37 集

公儀触等の伝達研究と触研究への情報提供あり方研究

編集 山田洋一・東 昇

発行 京都府立大学文学部歴史学科

〒 606-8522 京都市左京区下鴨半木町 1-5

発行日 2025 年（令和 7）6 月 30 日

印刷 株式会社 北斗プリント社
